出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、感染症別の登校基準・登校の目安を明記しております。 お子さんが感染症に罹患した際は、下表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書」に 主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

《出席停止になる感染症の種類及び登校の基準》

	正による窓来征の <u></u> 種類及び豆飲	登校の基準				
分類	主な感染症の種類	学校保健安全法施行令第 19 条での取扱い				
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南	治癒するまで。 ※退院後、主治医から登校日について指示を受けてく				
	米出血熱、ペスト等	ださい。				
	インフルエンザ(特定鳥イ	「発症後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日(ただし幼児(幼稚園児)においては3日)」経てば登校可。				
	ンフルエンザを除く)	※裏面【表①】を参照				
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了すれば登校可。				
	麻しん (はしか)	解熱後3日を経過すれば登校可。				
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日				
	(おたふくかぜ)	を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登校可。				
第二種	風しん (三日ばしか)	発しんがなくなれば登校可。				
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたとなれば登校可。				
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日 経過すれば登校可。				
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ、「症状が軽快後1日を 経過」すれば登校可。※裏面【表②】を参照				
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。				
		※主治医から登校日について指示を受けてください。				
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出	症状により学校医その他の医師において、感染のおそ				
第三種	血性大腸菌感染症、腸チフ	れがないと認めるまで。				
	ス、パラチフス、流行性角結	※主治医から登校日について指示を受けてください。				
	膜炎、急性出血性結膜炎 <u>そ</u> の他の感染症**					
	- 10 · · · · · · · · · · · · · · · ·					

※ 第三種の「その他の感染症」における登校の目安

感染性の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮したうえで、学校 医の意見を聞き、学校が出席停止を判断します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

「その他の感染症」の主な疾病	登校の目安
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良ければ登校可。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可。
溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ 登校可。
伝染性紅斑 (りんご病)	発しんのみで、全身状態が良ければ登校可。
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態が良ければ登校可。

【表①】学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表

	症状	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例	発症後 1日後	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校		
	に解熱		1 ロロ 2 ロロ 4 ロロ 5 ロE 出席停止							
例	発症後 2日後	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	発症後 5日目	登校 可能		
	に解熱	出席停止						민타		
例 3	発症後 3日後	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	登校 可能		
	に解熱	出席停止						刊能		
例	発症後 4日後	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
4	に解熱	出席停止							刊能	
例	発症後	発熱	発熱 発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校	
	5日後							1日目	2日目	可能
	に解熱	出席停止								

- ○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。
- ○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」となっています(学校保健安全法施行規則第19条)。なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表

	症状	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	発症	
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例 1	発症後	発熱	軽快	軽快後	発症後	発症後	発症後	登校 可能			
	1日後			1日目	3日目	4日目	5日目				
	に軽快		出席停止								
ÆII	発症後	经未抽	2公表力	軽快	軽快後	発症後	発症後	登校可能			
例	2日後	発熱	発熱		1日目	4日目	5日目				
2	に軽快		出席停止								
例	発症後	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後	発症後	登校			
	3日後					1日目	5日目				
3	に軽快	出席停止						可能			
Æil	発症後		2V ±h 2V ±h	2 ℃ 未由	2\\ \pm\ \ 2\\ \pm\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	2V ±±	+ ∇.l.+ı	軽快後	20.TT		
例	4日後		発熱	発熱	発熱	軽快	1日目	登校			
4	に軽快	出席停止						可能			
Æil	発症後	2公売1	2℃ 表力	2℃ 未由	2℃ 表力	2 ℃表力	キΔヤチ	軽快後	2x 1++		
例 5	5日後	発熱	発熱	発熱 発熱	発熱	発熱	軽快	1日目	登校		
	に軽快	出席停止							可能		

- ○発症日とは、医療機関を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状 (発熱など) が 始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向 にあることを指します。
- ○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ、「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています(学校保健安全法施行規則第19条)。なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは出席停止となります。